

婚外子差別撤廃のため戸籍法の改正を求める意見書

平成25年9月4日、最高裁大法廷は、14人の裁判官全員一致で、婚外子の相続分を婚内子の2分の1とする民法の規定（民法第900条第4号ただし書前段）を憲法違反と決定した。既にこの規定は、同年の臨時国会で改正され、発効している。法務省は同時に、出生届の嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を撤廃する戸籍法改正案を準備していたが、一部与党の合意が得られず、断念せざるを得なかった。

同年9月26日に最高裁第一小法廷が、この戸籍法の規定は合憲との判決を出した。しかし、その判決書では「憲法に違反するものではない」と述べつつも、「事務処理上不可欠な記載とまではいえない」と明言している上、立法において見直すべきという補足意見を付しており、決して現状を是としたものではない。

さらに近年、諸外国でも婚外子差別の撤廃が進み、嫡出子、嫡出でない子の区別自体が、子どもへの不当な差別であるとして法改正が進んでいる。我が国のこの規定も、既に改正された相続分差別とともに、国連人権諸機関から、繰り返し法改正を勧告されており、婚外子の人権尊重のために一刻も早い法改正が望まれる。

もともと、続き柄欄で出生順に序列をつけていたのは、家督相続の順序を明確にするためであるが、戦後にこの制度は廃止され、現在では全く必要のないものである。したがって、婚外子差別の要因を除去し、戸籍実務上不要な事項を廃止して事務を簡素化するためにも、続き柄欄を廃止することは極めて合理的である。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について特段の配慮をされるよう当市議会は強く要望する。

- 1 戸籍法第49条第2項第1号を削除し、出生届における、嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。
- 2 戸籍法第13条第4号及び第5号を改正し、戸籍の実父母との続き柄及び養親との続き柄を廃止すること。なお、続き柄廃止に伴い性別を明らかにする必要がある場合は性別欄を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月21日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
法 務 大 臣

} あて